

第六号の六様式

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

年 月 日

【発行者名】(2)

【代表者の役職氏名】(3)

【主たる事務所の所在の場所】

【代理人の氏名又は名称】(4)

【代理人の住所又は所在地】

【事務連絡者氏名】(5)

【連絡場所】

【電話番号】

【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等に係る組合等の名称】

【届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の金額】(6)

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

第一部【証券情報】

(1) 【外国組合等の名称】

(2) 【外国有価証券投資事業権利等の形態等】(7)

(3) 【発行（売出）数】(8)

(4) 【発行（売出）価額の総額】(9)

(5) 【発行（売出）価格】(10)

(6) 【申込手数料】(11)

(7) 【申込単位】

(8) 【申込期間】

(9) 【申込証拠金】

(10) 【申込取扱場所】(12)

(11) 【払込期日】

(12) 【払込取扱場所】(13)

(13) 【手取金の使途】(14)

(14) 【その他】(15)

第二部【発行者情報】

第1 【外国組合等の状況】

1 【外国組合等の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】(16)

(2) 【外国組合等の目的及び基本的性格】(17)

(3) 【外国組合等の沿革】(18)

(4) 【外国組合等の仕組み】(19)

(5) 【外国組合等の機構】(20)

(6) 【外国組合等の出資総額】(21)

(7) 【外国組合等に係る法制度の概要】(22)

(8) 【監督官庁の概要】(23)

(9) 【その他】(24)

2	【投資方針】	
(1)	【投資方針】	(25)
(2)	【投資対象】	(26)
(3)	【運用体制】	(27)
(4)	【分配方針】	(28)
(5)	【投資制限】	(29)
3	【投資リスク】	(30)
4	【手数料等及び税金】	(31)
(1)	【申込手数料】	(32)
(2)	【払戻し手数料】	(33)
(3)	【管理報酬等】	(34)
(4)	【その他の手数料等】	(35)
(5)	【課税上の取扱い】	(36)
5	【運用状況】	
(1)	【投資状況】	(37)
(2)	【運用実績】	(38)
①	【純資産等の推移】	(39)
②	【分配の推移】	(40)
③	【自己資本利益率（収益率）の推移】	(41)
(3)	【販売及び払戻しの実績】	(42)
6	【管理及び運営】	
(1)	【資産管理等の概要】	
①	【資産の評価】	(43)
②	【申込（販売）手続等】	(44)
③	【払戻し手続等】	(45)
④	【存続期間】	(46)
⑤	【事業年度】	(47)
⑥	【その他】	(48)
(2)	【利害関係人との取引制限】	(49)
(3)	【組合員の権利等】	
①	【組合員の権利】	(50)
②	【為替管理上の取扱い】	(51)
③	【本邦における代理人】	(52)
④	【裁判管轄等】	(53)
第2	【関係法人の状況】	
1	【資産運用会社の概況】	
(1)	【名称、資本金の額及び事業の内容】	(54)
(2)	【運用体制】	(55)
(3)	【大株主の状況】	(56)
(4)	【役員の状況】	(57)
(5)	【事業の内容及び営業の概況】	(58)
2	【その他の関係法人の概況】	
(1)	【名称、資本金の額及び事業の内容】	(59)
(2)	【関係業務の概要】	(60)
(3)	【資本関係】	(61)
第3	【外国組合等の経理状況】	(62)

1 【財務諸表】

- (1) 【貸借対照表】⁽⁶³⁾
- (2) 【損益計算書】⁽⁶⁴⁾
- (3) 【投資有価証券明細表等】⁽⁶⁵⁾
 - ① 【投資株式明細表】⁽⁶⁶⁾
 - ② 【株式以外の投資有価証券明細表】⁽⁶⁷⁾
 - ③ 【投資不動産明細表】⁽⁶⁸⁾
 - ④ 【その他投資資産明細表】⁽⁶⁹⁾
 - ⑤ 【借入金明細表】⁽⁷⁰⁾

2 【外国組合等の現況】⁽⁷¹⁾

【純資産額計算書】 年 月 日

- I 資産総額
- II 負債総額
- III 純資産総額（I－II）
- IV 発行済数量
- V 1単位当たり純資産額（III／IV）

第4 【その他】⁽⁷²⁾

第三部 【外国有価証券投資事業権利等事務の概要】⁽⁷³⁾

第四部 【特別情報】

第1 【外国組合等の概要】⁽⁷⁴⁾

第2 【外国有価証券投資事業権利等の様式】⁽⁷⁵⁾

（記載上の注意）

(1) 一般的事項

- a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難しいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- h 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等に係る外国組合等の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書（以下hにおいて「継続開示書類」という。）と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開

示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。

この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

- i この様式中「外国組合等」とは、外国の法令に基づく組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) f に規定する組合等をいう。）に類するものをいう。
- j 提出者が、法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項第4号に掲げる権利の発行者である場合には、この様式中「外国組合等」とあるのは「外国法人」と、「契約又は規約」とあるのは「定款」と読み替えて記載すること。
- k 当該届出に係る特定有価証券が法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示されるものに限る。）である場合には、第六号の五様式「記載上の注意」(5) c、(17) c、(26) c、(30) 及び(31)により記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

また、当該届出に係る特定有価証券が特定外国電子記録移転権利である場合であって、外国組合等の主たる出資対象事業（法第2条第2項第5号に規定する出資対象事業をいう。）に類する事業が資産に対する投資を行う事業以外の事業であるときは、同様式「記載上の注意」(18) b、(21)、(22) c、(23)、(33) d 及び e 並びに(60) e において記載することとされている事項に準ずる事項を記載すること。

これらの場合において、これらの事項は、この様式の記載項目中、これらの記載上の注意に係る記載項目に相当する項目に記載すること。

- (2) 発行者名
複数の者が共同して発行する場合には、それぞれの者について記載すること。
- (3) 代表者の役職氏名
 - a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
 - b 外国組合等を成立させる場合にあっては、その当事者全員の氏名又は名称を記載すること。
- (4) 代理人の氏名又は名称
本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するもの（以下(4)において「代理人」という。）の氏名（代理人が法人である場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。
- (5) 事務連絡者氏名
本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。
- (6) 届出の対象とした募集（売出）外国有価証券投資事業権利等の形態及び金額
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
 - b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (7) 外国有価証券投資事業権利等の形態等
 - a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の形態（投資事業有限責任組合に類するもの、民法に規定する組合に類するもの及び匿名組合に類するものの別等）及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。

- b 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者（法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下bにおいて同じ。）から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付（同条第34項に規定する信用格付をいう。以下bにおいて同じ。）又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がある場合には、次に掲げる事項を記載すること。なお、これらの信用格付が複数存在する場合には、全てについて記載すること。
- (a) 当該信用格付に係る等級、信用格付業者の商号又は名称その他当該信用格付を特定するための事項並びに当該信用格付の前提及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明
- (b) 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の申込期間中に、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号の規定により当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関して信用格付業者が公表する同号イからルまでに掲げる事項に関する情報を入手するための方法
- 当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等について、外国組合等の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付がない場合には、その旨を記載すること。
- (8) 発行（売出）数
当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。
- (9) 発行（売出）価額の総額
- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国有価証券投資事業権利等の募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。
- (10) 発行（売出）価格
「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有価証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。
- (11) 申込手数料
手数料の記載に当たっては、手数料の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項（例えば、照会先の名称、電話番号、ホームページアドレス等をいう。以下この様式において同じ。）を具体的に記載すること。
- (12) 申込取扱場所
申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (13) 払込取扱場所
払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。
- (14) 手取金の使途
新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。
- (15) その他

- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
 - b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の外国組合等への振替その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
 - c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- (16) 主要な経営指標等の推移
外国組合等の直近5事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について、第六号の五様式の「記載上の注意」(14)に準じて記載すること。
- (17) 外国組合等の目的及び基本的性格
- a 契約又は規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国組合等の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
 - b 外国組合等の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (18) 外国組合等の沿革
成立経緯、名称の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (19) 外国組合等の仕組み
- a 外国組合等の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
 - b 外国組合等及び外国組合等の関係法人（資産の運用を行う者（以下この様式において「資産運用会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国組合等の管理会社、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容（外国組合等が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
- (20) 外国組合等の機構
外国組合等の機構（組織、運用体制に関する内部規則、内部管理及び組合等の業務の執行に係る意思決定を監督する組織、人員及び手続並びにこれらの者の相互連携等、組合等による関係法人に対する管理体制等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (21) 外国組合等の出資総額
有価証券届出書提出日の直近日現在の外国組合等の出資総額、外国組合等が発行する出資持分の総数及び発行済出資持分の総数を記載すること。
なお、最近5年間における出資持分総額及び発行済出資持分の増減についても併せて記載すること。
- (22) 外国組合等に係る法制度の概要
準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (23) 監督官庁の概要
監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (24) その他
- a 契約又は規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
 - b 訴訟事件その他外国組合等に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。
- (25) 投資方針

外国組合等の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態、銘柄選定の方針等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(26) 投資対象

- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
- b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

(27) 運用体制

組合等の運用体制（当該運用体制に関する組織及び内部規則等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(28) 分配方針

契約又は規約に規定された分配方針を記載すること。

(29) 投資制限

- a 法令、契約又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(30) 投資リスク

- a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(31) 手数料等及び税金

投資者が申込みから払戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下(31)及び(35)において「手数料等」という。）の記載に当たっては、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載し、当該手数料等の金額又は料率が上限である旨を併せて記載すること。また、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(32) 申込手数料

申込みに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(33) 払戻し手数料

払戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(34) 管理報酬等

外国組合等から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(35) その他の手数料等

外国有価証券投資事業権利等に係る手数料等のうち(32)から(34)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載すること。

(36) 課税上の取扱い

分配金、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(37) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。

- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場金融商品取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地又はこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては契約又は規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（外国組合等の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率を記載すること。
- (38) 運用実績
運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。
- (39) 純資産等の推移
有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10事業年度の各事業年度末について、外国組合等の総資産額、純資産総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各事業年度末に分配が行われているときは、分配付及び分配落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。
- (40) 分配の推移
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、分配総額、外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの分配の額を記載すること。
- (41) 自己資本利益率（収益率）の推移
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、自己資本利益率（第六号の五様式の「記載上の注意」(4)(ii)に規定する自己資本利益率に相当するものをいう。）又は収益率（事業年度末の外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配付の額）から当該事業年度の直前の事業年度末の外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配落の額）を控除した額を当該外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。）を記載すること。
- (42) 販売及び払戻しの実績
有価証券届出書提出日の直近10事業年度について、各事業年度ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は払戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び払戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。
- (43) 資産の評価
外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの純資産額についてその算出方法（有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (44) 申込（販売）手続等
a 外国有価証券投資事業権利等の申込みについてその手続及び受渡方法等を記載すること。

- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 外国有価証券投資事業権利等 1 単位当たりの販売価格が外国有価証券投資事業権利等 1 単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (45) 払戻し手続等
 - a 外国有価証券投資事業権利等の払戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
 - b 外国有価証券投資事業権利等 1 単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。
- (46) 存続期間
外国組合等の存続期間について記載すること。
- (47) 事業年度
外国組合等の事業年度について記載すること。
- (48) その他
 - a 出資の増減に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
 - b 契約又は規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。
- (49) 利害関係人との取引制限
外国組合等及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。
- (50) 出資者等の権利
出資者等（法第 2 条第 2 項第 4 号に規定する権利を有する者又は同項第 6 号に規定する権利を有する者をいう。以下この様式において同じ。）による総会に関する権利、分配金又は利息の受領権、償還金の受領権、当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の払戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。
- (51) 為替管理上の取扱い
分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。
- (52) 本邦における代理人
本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第 9 条第 1 項の規定により当該発行者を代理する権限を有する者をいう。）との関係について記載すること。
- (53) 裁判管轄等
当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。
- (54) 名称、資本金の額及び事業の内容
資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。
- (55) 運用体制
資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (56) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所（大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）までを記載しても差し支えない。）並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。なお、大株主の状況の記載に当たっては、所有株式数及び発行済株式数から自己株式数を除くこと。

(57) 役員の状況

有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員の氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。

(58) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の外国組合等に係る資産を運用している場合には、全ての外国組合等についてその名称、基本的性格、成立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び外国有価証券投資事業権利等1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情により全ての外国組合等について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な外国組合等について記載すること。

(59) 名称、資本金の額及び事業の内容

資本金の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(60) 関係業務の概要

運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(61) 資本関係

外国組合等と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(62) 外国組合等の経理状況

- a 財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）から監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下aにおいて同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（日本語による翻訳文を含む。）を該当する財務書類に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情があり、これらに準ずる方法により記載する場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2事業年度において決算期及び科目等を変更している場合にはその旨、その理由及びその内容を記載すること。
- d 財務書類は、財務諸表等規則第328条第5項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

(63) 貸借対照表

最近2事業年度（財務諸表等規則第8条の2の2に規定する比較情報に準ずる情報が含まれる場合については最近事業年度。(64) aにおいて同じ。）に係る貸借対照表について記載すること。

(64) 損益計算書

- a 最近2事業年度に係る損益計算書について記載すること。
- b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、△印を付記すること。

(65) 投資有価証券明細表等

最近事業年度の附属明細表を示すこと。

(66) 投資株式明細表

- a 投資株式については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。
- b 非上場証券については、その旨を記載すること。
- c 投資株式の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(67) 株式以外の投資有価証券明細表

- a 株式以外の投資有価証券（投資資産である有価証券をいう。c及びdにおいて同じ。）については、発行地又は上場金融商品取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別及びその他の有価証券の種類別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載すること。
- b 他の外国投資信託証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。
- c 株式以外の投資有価証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社等がある場合には、当該会社等の名称及び当該会社等の名称の開示を必要とする理由を記載すること。
- d 株式以外の投資有価証券の銘柄の名称は、明瞭に記載すること。

(68) 投資不動産明細表

投資不動産（投資資産である不動産をいう。以下(68)において同じ。）について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法及び評価者の氏名又は名称等について記載すること。）、担保の内容、不動産の状況（不動産の構造、現況その他の投資不動産の価格に重要な影響を及ぼす事項）、不動産の状況に関する第三者による調査結果の概要（行っていない場合にはその旨）及び調査者の氏名又は名称並びに投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下(68)において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近5年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下(68)において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近5年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(69) その他投資資産明細表

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。
- b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。
- c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(65)、(66)又は(67)に掲げる事項）を記載すること。

- d 投資資産が c に掲げる権利以外の権利である場合には、c に準じて記載すること。
- (70) 借入金明細表
借入先ごとに、最近 2 事業年度の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。
- (71) 外国組合等の現況
有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。
- (72) その他
当該募集又は売出しに係る目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見書への記載箇所を記載すること。
- (73) 外国有価証券投資事業権利等事務の概要
当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等に関し、次の事項を記載すること。
 - a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
 - b 組合員名簿の閉鎖の時期
 - c 組合員に対する特典
 - d 外国有価証券投資事業権利等の譲渡制限の内容
 - e その他外国有価証券投資事業権利等事務に関し投資者に示すことが必要な事項
- (74) 外国組合等の概要
届出に係る外国組合等の属する国、州等における外国組合等の制度全般にわたり、外国組合等の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、組合員の権利の差異等その概要について記載すること。
- (75) 外国有価証券投資事業権利等の様式
当該届出に係る外国有価証券投資事業権利等の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。
- (76) 組織再編成（公開買付け）に関する情報
外国有価証券投資事業権利等に係る組織再編成発行手続若しくは組織再編成交付手続を行う場合又は公開買付け（法第 27 条の 3 第 1 項に規定する公開買付けをいう。）につき外国有価証券投資事業権利等をその買付け等（法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいう。）の対価とする場合において、法第 27 条の 4 第 1 項の規定により当該公開買付けに係る公開買付け届出書と同時に本有価証券届出書を提出するときには、「第一部 証券情報」の次に「組織再編成（公開買付け）に関する情報」の項を設けて、当該情報を企業内容等の開示に関する内閣府令第二号の六様式「記載上の注意」(1)から(9)までに準じて記載すること。